

山口県公文書等の管理に関する条例（仮称）素案の論点

1 簿冊等の集中管理について（第6関係）

（1）本県の考え：規定しない。

（理由）

作成、取得から一定期間を経過した簿冊等を集中管理することで事務室の書棚の整理が進む、簿冊等の誤廃棄を防ぐといったメリットはあるが、出先機関を含めた全所属の簿冊等を集中管理するスペースがないため、簿冊等の集中管理に関する規定は設けないこととする。

（2）国、他県の状況

○ 国の状況

簿冊等の集中管理に関する規定を設けている。

＜公文書管理法第6条第2項＞

第6条 行政機関の長は、行政文書ファイル等について、当該行政文書ファイル等の保存期間の満了する日までの間、その内容、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

2 前項の場合において、行政機関の長は、当該行政文書ファイル等の集中管理の推進に努めなければならない。

○ 他県の状況

8県が集中管理に関する規定を設けており、その他の6都県は設けておらず、統一的な扱いではなく、各県の実情に応じた扱いになっている。

集中管理に関する規定	県数	県名
規定有り	8県	山形県 群馬県 新潟県 長野県 鳥取県 島根県 高知県 熊本県
規定無し	6都県	東京都 三重県 滋賀県 兵庫県 香川県 愛媛県

2 特定歴史公文書の利用制限事由について（第14関係）

(1) 本県の考え：公文書管理法(下記表左欄)を参考に、下記表右欄のとおり

公文書管理法第16条	山口県公文書管理条例(仮称)素案第14
一 当該特定歴史公文書等が行政機関の長から移管されたものであって、当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合	(1) 当該特定歴史公文書に次に掲げる情報が記録されている場合
(法令秘情報)法に規定なし	① 情報公開条例第11条第1号に掲げる情報(法令秘情報)
イ 行政機関情報公開法第5条第1号に掲げる情報(個人情報)	② 情報公開条例第11条第2号に掲げる情報(個人情報)
ロ 行政機関情報公開法第5条第2号又は第6号イ若しくはホに掲げる情報	③ 情報公開条例第11条第3号、第6号又は第7号に掲げる情報
ハ 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該特定歴史公文書等を移管した行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報	地方公共団体になじまない内容のため、条例には規定しない
ニ 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該特定歴史公文書等を移管した行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報	④ 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該特定歴史公文書等を移管した実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
(2号～4号 省略(独立行政法人関連等))	本県に該当がないため、規定しない
五 当該特定歴史公文書等の原本を利用に供することにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は当該特定歴史公文書等を保存する国立公文書館等において当該原本が現に使用されている場合	(2) 当該特定歴史公文書の原本を利用に供することにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は当該特定歴史公文書を保存する知事が当該原本を現に使用している場合

《行政機関情報公開法と山口県情報公開条例の対応状況》

行政機関情報公開法	山口県情報公開条例
規定なし	第11条第1号(法令秘情報) 法令等の規定により公開することができないこととされている情報等 ※11県で規定
第5条第1号(個人情報)	第11条第2号(個人情報)
第5条第2号(法人等情報) 法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの ロ 行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの	第11条第3号(法人等情報) 法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより、当該法人等又は当該個人に不利益を与えるおそれがあるもの 第11条第7号(協力・信頼関係情報) 県の機関と県の機関以外のものとの間における協議、依頼等により実施機関の職員が作成し、又は取得した情報であつて、公開することにより、県の機関と関係当事者との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれがあるもの
第5条第6号イ、ホ(事務・事業等情報) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ ホ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ	第11条第6号(行政運営情報) 県の機関又は国等の機関が行う検査、監査、取締り等の計画又は実施細目、争訟又は交渉の方針その他の事務又は事業に関する情報であつて、当該事務又は事業の性質上、公開することにより、当該事務若しくは事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業の円滑な実施を著しく困難にするおそれがあるもの

(2) 国、他県の状況

	法令秘情報		個人情報		法人等情報		犯罪捜査等情報		意思形成過程情報		事務又は事業			
	公文書管理	情報公開	公文書管理	情報公開	公文書管理	情報公開	公文書管理	情報公開	公文書管理	情報公開	監査・検査等に係る事務		契約・交渉等に係る事務	
法			○	○	○	○	○	○		○	○	○		○
山形県	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○
群馬県	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○
東京都	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○
新潟県	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○
長野県	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○
三重県	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○
滋賀県	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○
鳥取県	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○
島根県	×	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○
香川県	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○
高知県	○	○	○	○	○	○	○	○		○				
熊本県	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○
山口県	○	○	○	○	○	○	○	○		○				

※兵庫、愛媛は特定歴史公文書に関する制度がないため記載していない。

※「協力・信頼関係情報」の△は「法人等情報」の中で協力・信頼関係情報を定めている場合、×は個別にも「法人等情報」の中でも協力・信頼関係情報について定めていない場合を表す。

に関する情報						行政運営情報 (事務又は事業に関する情報含む)	協力・信頼関係情報	合議制機関等情報	生命等の保護に支障をきたす情報	議員又は会派の活動に関する情報					
調査研究に係る事務		人事管理に係る事務		独立行政法人等に係る事務											
公文書管理	情報公開	公文書管理	情報公開	公文書管理	情報公開	公文書管理	情報公開	公文書管理	情報公開	公文書管理	情報公開				
	○		○	○	○			△	△					法	
	○		○	○	○			△	△					山形県	
	○		○	○	○			△	△					群馬県	
	○		○	○	○			○	○					東京都	
	○		○	○	○			△	△					新潟県	
	○		○	○	○			×	×					長野県	
	○		○	○	○			×	×					三重県	
	○		○	○	○			△	△					滋賀県	
	○		○	○	○			△	△					鳥取県	
	○		○	○	○			×	×					島根県	
	○		○	○	○			○	○					香川県	
						○	○	○	○			○	○	高知県	
	○		○	○	○			△	△				○	○	熊本県
						○	○	○	○		○			山口県	

3 利用決定等の期限（第18関係）について

(1) 利用決定期限について

① 本県の考え：「30日」

(理由)

現在、文書館では本館書庫と春日山書庫に資料を所蔵しており、本館書庫所蔵資料については即日閲覧可能であるが、春日山書庫所蔵資料については閲覧希望があった簿冊数に応じ審査期間を最大30日としている。

条例化後も同様の取扱いとするため、利用決定期限を「30日」とする。
(なお、本館書庫所蔵資料については、条例化後も即日閲覧可能とする予定。)

② 国、他県の状況

国と5県が「30日」、7都県は「14日、15日」としており、統一的な扱いではなく、各県の実情に応じた扱いになっている。

< 現行の文書館の利用決定期限 >

閲覧希望があった簿冊数	審査期間
5冊まで	10日
10冊まで	20日
15冊まで	30日

※ 一度に閲覧希望できる簿冊数は15冊まで

(2) 延長可能な日数について

① 本県の考え：「30日」

(理由)

国のガイドラインでは「30日」としており、他県においても「30日」としている県が多数派のため。

② 国、他県の状況

国と7県が「30日」としており、5都県は「45日」「利用請求があった日から45日を限度」「利用請求があった日から60日を限度」としており、統一的な扱いではなく、各県の実情に応じた扱いになっている。

※ 9都県が利用決定期限と延長可能な日数を合わせて「60日」としている。

《利用決定等の期限に関する国及び他県の状況》

	利用決定期限	延長可能な日数
国 (ガイドライン)	30日	30日
山形県	30日	30日
群馬県	30日	30日
東京都	14日	利用請求があった日から60日を限度
新潟県	15日	45日
長野県	15日	利用請求があった日から60日を限度
三重県	30日	30日
滋賀県	30日	30日
兵庫県		
鳥取県	15日	30日
島根県	15日	30日
香川県	15日	利用請求があった日から60日を限度
愛媛県		
高知県	30日	30日
熊本県	15日	利用請求があった日から45日を限度
山口県案	30日	30日
(参考) 山口県情報公開条例	10日	制限なし